

本日、議員の皆様のご出席をいただき、令和 7 年香美市議会定例会 8 月臨時会議が開かれますことに、厚く御礼申し上げます。

まず最初に、先の参議院議員選挙におきまして、事務処理の不手際により、複数の有権者の皆様が正しく投票できなかったという事案が発生しました。

この場をお借りし、市長として、改めて関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。
誠に、申し訳ありませんでした。

今回発生しました 3 件につきまして、ご説明を申し上げます。

1 つ目は、選挙区と比例代表の投票用紙についての交付誤りです。

7 月 20 日の投票日に、第 18 投票所の佐岡地区公民館におきまして、20 名の有権者に対して選挙区と比例代表の投票用紙を取り違えて交付する事案が発生しました。

報道機関への情報提供は、間違いを把握した後、すぐに行っております。

2 つ目は、選挙区の投票用紙の二重交付です。

第 60 投票所の浦山公会堂において、投票後、比例区用の紙が 1 枚多いことが判明しました。1 人の選挙人に対し、選挙区用の紙を二重に交付したものと考えられます。

報道機関への情報提供は、翌日 21 日です。

3 つ目は、入場券における投票時間の誤記載です。

正しくは投票時間を「午前 7 時から午後 5 時まで」と記載するところを、誤って「午前 7 時から午後 6 時まで」と記載したことにより、物部町別府地区における第 59 投票所 体験実習館において、1 名の方が投票できませんでした。

報道機関への情報提供は、調査に時間を要したため、22 日となっております。

ご指摘頂いた方へのお詫びは、22 日に、私自らご自宅にお伺いし、直接お詫びをさせていただきました。

また、ご指摘頂いた第 59 投票所 体験実習館に加え、調査により第 60 投票所 浦山公会堂、第 64 投票所 堂ノ岡公会堂においても、同様の誤りがあることが判明しました。

7月25日に、今回の投票事務に関する不手際により影響を受けられた4か所の投票所の計127名の方々に対し、お詫びの文章をお送りさせていただきました。

尚、第60投票所 浦山公会堂の有権者の皆様には、2つ目と3つ目の事案を合わせたお詫び文として、出させて頂いております。

民主主義の根幹たる選挙において、あってはならない事態であると、私自身、重く受け止めております。

今後は、さらなる厳正な管理と確認体制の強化に努め、選挙の公平性・信頼性を損なうことのないよう、一層の注意を払ってまいります。

誠に申し訳ありませんでした。

それでは改めて、本会議に提案します議案についてご説明いたします。

報告第 13 号は、専決処分事項の報告について
損害賠償の額の決定及び和解についてです。

報告第 14 号は、専決処分事項の報告について
損害賠償の額の決定及び和解についてです。

議案第 55 号は、令和7年度香美市一般会計補正予算（第3号）です。

議案第 56 号は、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

以上、報告2件、議案2件の提案となります。

議案の詳細につきましては、お手元の議案細部説明書をご参照頂き、何卒ご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。